平成２８年（フ）第６２号
兵庫県豊岡市日高町赤崎499番地
破産者　吉谷とし子
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
島根県出雲市白枝町79番地１
破産者　熱田　健治
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２００号
高知市鴨部１丁目５番１―29号、開始決定時の住所高知市福井町1428番地35
破産者　石田　幸男
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０１号
高知市役知町27番４号　成岡荘２Ｆ南、開始決定時の住所高知市鳥越102番地２
破産者　石田　博志
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９６号
高知市長浜93番地２
破産者　山脇　茂治
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２５号
高知市一宮しなね１丁目１番３号　レジデンスニチュー205
破産者　川津　安弘
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８８号
高知市北本町３丁目３番18号
破産者　飛﨑　哲治
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３２号
福岡県久留米市長門石４丁目６番３―35号、前住所佐賀市大財２丁目１番15号　グランピア大財1402
破産者　大家　薫里（旧姓立石）
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１８８号
佐賀県鳥栖市大正町755番地１　エバーライフ鳥栖参番館1106、開始決定時の住所佐賀県鳥栖市萱方町207番地86
破産者　山本　高弘
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２００号
福岡県久留米市小頭町３番地30
破産者　Ｔプロデュースこと　高松　武司
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２０１号
福岡県久留米市小頭町３番地30
破産者　高松麻衣子
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２３８号
福岡県久留米市山川町1353番地１　レオパレスグリーンハイム105号、前住所福岡県久留米市善導寺町与田168番地６
破産者　石田　英人
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１６２号
沖縄県うるま市字江洲541番地１　Ｂ
破産者　山内　　功
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２６０号
北海道稚内市富岡５丁目19番３号
破産者　阿部　誠一
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８８号
北海道深川市音江町字豊泉21番地
破産者　伊藤　孝男
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０１号
青森県上北郡七戸町字寺裏27番地１
破産者　大西　力夫
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６０２号
横浜市港南区港南６丁目13番４号　Ｒａｍａｇｅ港南Ａ101、開始決定時の住所横浜市港南区大久保３丁目38番30―018号
破産者　若山　鉄也
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３６号
金沢市無量寺町ト18番地１　みなとハイツ106号、従前の住所金沢市桂町ロ251番地
破産者　横山塗装こと　横山　　博
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８８号
静岡県牧之原市新庄761番地４
破産者　清水なぎさ
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部